

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

県立高等学校等の 8 月 31 日以降の授業等の教育活動について（通知）

このことについて、県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和 2 年 7 月 29 日付け高第 2219 号教育長通知により、令和 2 年 8 月 30 日まで、登校については概ね 30 分程度繰り下げる「時差通学」を引き続き実施すること、授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施することとしたところです。

この度、8 月 19 日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、令和 2 年 8 月 31 日以降の授業等の教育活動について、次のとおり対応することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

【基本的な考え方】

○長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要がある。

【令和 2 年 8 月 31 日以降の教育活動について】

○登校について…「時差通学」の時間帯を拡大して継続

- ・校長が地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね 8 時 30 分以降に授業開始時刻を設定する。
- ・この措置は、当面（概ね年内）継続する。

○授業について…原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施

○教職員、生徒に罹患が判明した場合

- ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とすることを徹底すること。
- ・学校において、集団感染が疑われる案件が発生した場合は、学校は速やかに教育局主管課長に事案の詳細を報告し、対応について協議すること。

※部活動、学校行事については、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」に基づき御対応くださるようお願いいたします。

問合せ先
高校教育課
教育課程指導グループ 小野、横谷
電話 (045) 210-8260 (直通)